資料

令和７年度日進市国民健康保険税について

福祉部保険年金課
令和７年２月５日

１．愛知県の算定結果

事業費納付金

	R6 本算定	R7 本算定	増減額
医療給付費分	15億7,882万円	14億9,584万円	△8,298万円
後期高齢者支援金分	5億1,448万円	4億8,860万円	△2,588万円
介護納付金分	1億7,813万円	1億7,143万円	△670万円
納付金合計	**22億7,143万円**	**21億5,587万円**	**△1億1,556万円**
一人当たりの金額	**181,323円**	**181,349円**	**＋26円**

被保険者数（愛知県試算）　R6：12,527人　R7：11,888人（△5.1%）

仮算定に比較し、本算定において２，５１３万円増額
理由は、国の普通調整交付金や高額医療負担金などの公費の歳入が減額したため

標準保険料率

	R6 本算定	R7 本算定	増減額
所得割	13.07%	12.6%	△0.47%
均等割	56,205円	55,701円	△504円
平等割	36,100円	34,359円	△1,741円

２．国民健康保険税改定方針

・令和7年度に標準保険料率へ到達し、
　毎年度標準保険料率に連動して、税改定する

・運用基金は収入不足の財源とし、
　収支調整の留保分を考慮する

３．現行保険税率と標準保険料率との比較①

令和６年度

区分	医療分			後期分			介護分			合計		
	所得割（%）	均等割（円）	平等割（円）	所得割（%）	均等割（円）	平等割（円）	所得割（%）	均等割（円）	平等割（円）	所得割（%）	均等割（円）	平等割（円）
R6市税率	6.65	25,400	23,000	2.90	8,100	5,500	2.35	11,200	6,200	11.90	44,700	34,700
R6標準保険料率	7.80	32,590	22,082	2.91	11,882	8,051	2.36	11,733	5,967	13.07	56,205	36,100
標準保険料率との乖離	1.15	7,190	-918	0.01	3,782	2,551	0.01	533	-233	1.17	11,505	1,400

令和７年度

区分	医療分			後期分			介護分			合計		
	所得割（%）	均等割（円）	平等割（円）	所得割（%）	均等割（円）	平等割（円）	所得割（%）	均等割（円）	平等割（円）	所得割（%）	均等割（円）	平等割（円）
R6市税率	6.65	25,400	23,000	2.90	8,100	5,500	2.35	11,200	6,200	11.90	44,700	34,700
R7標準保険料率	7.53	32,287	20,960	2.77	11,735	7,618	2.30	11,679	5,781	12.60	55,701	34,359
標準保険料率との乖離	0.88	6,887	-2,040	-0.13	3,635	2,118	-0.05	479	-419	0.7	11,001	-341

乖離の増減	△0.27	△303	△1,112	△0.12	△147	△433	△0.06	△54	△186	△0.47	△504	△1,741

４.現行保険税率と標準保険料率との比較②

	R6 日進市	R7 標準保険料率	差
所得割	11.90%	12.60%	0.70%
均等割（一人当たり）	44,700円	55,701円	11,001円
平等割（一世帯当たり）	34,700円	34,359円	-341円
一人当たり保険税調定額	126,107円	138,645円	**12,538円**

※R6一人当たり調定額は1月上旬時点試算

令和7年度の標準保険料率から試算した一人当たり調定額138,645円と
令和6年度の本市の一人当たり調定額126,107円との差額12,538円について、
保険税改定方針に基づき引き上げる

５．令和７年度国保税の試算①

令和７年度事業費納付金の負担に関する収支見込み

支出	収入			
事業費納付金	改正前税収見込	令和７年度改正分見込	負担金等見込	基金繰入金見込
2,155,876千円	1,510,541千円	141,160千円	438,516千円	65,659千円

基金保有額見込

R5末基金保有額 (a)	R6基金 繰入金見込 (b)	R6末基金 保有額見込 (a)-(b)＝(c)	R7基金 繰入金見込 (d)	R6決算 繰越金見込 (e)	R7末基金 保有額見込 (c)-(d)+(e)
507,372千円	235,025千円	272,347千円	65,659千円	33,700千円	240,388千円

・改正前税収見込みと標準保険料率との乖離分について引き上げ

141,160千円÷R7被保険者見込数11,851人÷収納率95%　＝　**12,538円**
（増加率9.9%）

・独自軽減等収入不足分を、基金繰入で補てんする（65,659千円見込）

６．令和７年度国保税の試算②

区　分		R6税率 ①	R7税率予定 ②	見直し額（②-①）
医療分	所得割	6.65%	7.53%	0.88%
	均等割	25,400円	32,200円	6,800円
	平等割	23,000円	20,900円	-2,100円
後期分	所得割	2.90%	2.77%	-0.13%
	均等割	8,100円	11,700円	3,600円
	平等割	5,500円	7,600円	2,100円
介護分	所得割	2.35%	2.30%	-0.05%
	均等割	11,200円	11,600円	400円
	平等割	6,200円	5,700円	-500円
合計	所得割	11.90%	12.60%	0.7%
	均等割	44,700円	55,500円	10,800円
	平等割	34,700円	34,200円	-500円

7.引き上げによるモデルケース影響額

改定前

改定後

65～74歳の夫婦2人世帯

所得区分	保険税額
100万円（年金収入210万円）	※ 97,300円
200万円（年金収入310万円）	245,400円
300万円（年金収入約433万円）	340,900円

所得区分	保険税額
100万円（年金収入210万円）	※ 111,000円
200万円（年金収入310万円）	277,900円
300万円（年金収入約433万円）	380,900円

40代夫婦と子ども2人の4人世帯

所得区分	保険税額
200万円（給与収入約297万円）	※ 330,000円
300万円（給与収入430万円）	496,800円
400万円（給与収入555万円）	615,800円

所得区分	保険税額
200万円（給与収入約297万円）	※ 372,300円
300万円（給与収入430万円）	556,700円
400万円（給与収入555万円）	682,700円

30代夫婦と子ども2人（未就学児2人）の4人世帯

所得区分	保険税額
200万円（給与収入約297万円）	※ 244,900円
300万円（給与収入430万円）	374,400円
400万円（給与収入555万円）	469,900円

所得区分	保険税額
200万円（給与収入約297万円）	※ 279,400円
300万円（給与収入430万円）	424,800円
400万円（給与収入555万円）	527,800円

※法定軽減後

8.賦課限度額

・地方税法施行令の改正により**賦課限度額基準**が106万円から109万円に**引き上げ**

区分	医療分	後期分	介護分	合計
改定前	65万円	24万円	17万円	106万円
改定後	66万円	26万円	17万円	109万円
改定額	1万円	2万円	ー	**3万円**

・県運営方針では、公平性の観点から**現年度政令基準どおりに設定**することが基本

・令和6年度時点で、県内54市町村のうち42市町村が**現年度政令基準どおり**

・法令の基準に合わせ、**令和7年度課税分から適用**

9.軽減判定所得について（報告事項）

・所得が一定額以下の国保加入世帯については、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する制度

・物価の動向等を踏まえ、法改正が行われます。これに伴い、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を29万5千円から30万5千円に、2割軽減の基準については54万5千円から56万円にそれぞれ引き上げます。

改正前

軽減割合	対象世帯
7割	軽減判定所得が43万円＋10万円×（給与所得者等の数-1）以下の世帯
5割	軽減判定所得が43万円＋（29万5千円×被保険者及び特定同一世帯所属者の人数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯
2割	軽減判定所得が43万円＋（54万5千円×被保険者及び特定同一世帯所属者の人数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯

改正後

軽減割合	対象世帯
7割	軽減判定所得が43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯
5割	軽減判定所得が43万円＋（30万5千円×被保険者及び特定同一世帯所属者の人数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯
2割	軽減判定所得が43万円＋（56万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の人数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯

１０.保健事業について

・令和5年度　特定健診及び特定保健指導の実施状況（法定報告値R6.11）

【特定健診】

	R4年度	R5年度
対象人数（人）	8,947	8,484
受診者数（人）	3,984	3,752
受診率（%）	44.4	44.2

【特定保健指導】

	R4年度	R5年度
対象人数（人）	452	446
実施者数（人）	71	72
実施率（%）	15.7	16.1

特定健診受診率は前年度比0.2%の減少、特定保健指導実施率は、0.4%の増加

・令和7年度においても引き続き、第3期データヘルス計画において設定した目的の達成のために、個別の保健事業に取り組んでいきます。

【目的】

生活習慣病の早期発見・早期治療による重症化予防
医療費適正化と適正受診・適正服薬
被保険者の健康意識の向上

【個別の保健事業】

特定健診、特定保健指導、糖尿病・糖尿病性腎症重症化予防事業
重複・頻回受診者指導・重複服薬者適正受診通知事業
健康講演会事業・にっしん健康マイレージ事業　など